

2021年1月29日
出光興産株式会社

令和3年1月7日からの大雪により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの令和3年1月7日からの大雪により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雪に伴う影響で、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象

令和3年1月7日からの大雪により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は内閣府ホームページにおいてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2020年10月分、11月分、12月分および11月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2020年12月分、1月分、2月分および3月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の次の月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2021年7月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2021年7月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

工 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2021年7月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2021年7月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光昭和シェル「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイダンス6「その他」をお選びください
☎03-6627-1820（IP電話などフリーダイヤルをご利用になれない場合）
【受付時間】9:00-17:30（12月30日～1月4日を除く）

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再エネ販売部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30（土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く）

(別紙)

対象市町村名

●災害救助法適用市町村

都道府県	市町村
秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市
富山県	南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市
福井県	福井市、坂井市、あわら市、大野市、勝山市

●隣接する地域

都道府県	市町村
岩手県	一関市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町
秋田県	秋田市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市
宮城県	栗原市、大崎市
山形県	新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町
新潟県	新潟市、三条市、小千谷市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村
富山県	富山市、高岡市、射水市、黒部市、朝日町
石川県	金沢市、白山市、小松市、加賀市、七尾市、羽咋市、津幡町、中能登町、宝達志水町
福井県	越前市、鯖江市、越前町、永平寺町、池田町
岐阜県	高山市、関市、飛騨市、本巣市、郡上市、揖斐郡揖斐川町、大野郡白川村
長野県	長野市、飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村

以上